

平成18年 No.41

東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程

改正理由

特別支援教育の推進のための学校教育法の改正に伴う本学特別専攻科の名称変更及び大学教員組織の変更に係る所要の改正を行うものである。

承認経過

平成18年12月 6 日 役員会 審議承認

平成18年12月 6 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年12月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第27号

東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：特別支援教育の推進のための学校教育法の改正に伴う本学特別専攻科の名称変更及び大学教員組織の変更に係る所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (審議事項) 第2条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 当該学系が所管する群、<u>特別支援教育特別専攻科</u>及び研究科の専攻（総合教育開発専攻にあっては、<u>コース又はサブコース</u>）に所属する学生の入学、卒業、修了、懲戒その他身分に関する事項 (2)～(5) 〔省略〕 〔省略〕 (組織) 第4条 教授会は、当該学系（施設・センターは、総合教育科学系に含む。）に所属する教授、<u>准教授</u>、<u>講師及び助教</u>で組織する。 2 〔省略〕 <u>第5条</u> 〔削除〕 (議長) <u>第5条</u> 〔省略〕 (開催) <u>第6条</u> 〔省略〕 (議案の提出) <u>第7条</u> 〔省略〕 (議事) <u>第8条</u> 〔省略〕 (構成員以外の者の出席) <u>第9条</u> 〔省略〕 (審議事項の報告) <u>第10条</u> 〔省略〕 (庶務) <u>第11条</u> 〔省略〕 (規程の改廃)	〔省略〕 (審議事項) 第2条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 当該学系が所管する群、<u>特殊教育特別専攻科</u>及び研究科の専攻（総合教育開発専攻にあっては、<u>コース又はサブコース</u>）に所属する学生の入学、卒業、修了、懲戒その他身分に関する事項 (2)～(5) 〔省略〕 〔省略〕 (組織) 第4条 教授会は、当該学系（施設・センターは、総合教育科学系に含む。）に所属する教授、<u>助教授及び専任講師</u>で組織する。 2 〔省略〕 <u>(助手の陪席)</u> <u>第5条</u> 学系長は、助手を教授会に陪席させることができる。 (議長) <u>第6条</u> 〔省略〕 (開催) <u>第7条</u> 〔省略〕 (議案の提出) <u>第8条</u> 〔省略〕 (議事) <u>第9条</u> 〔省略〕 (構成員以外の者の出席) <u>第10条</u> 〔省略〕 (審議事項の報告) <u>第11条</u> 〔省略〕 (庶務) <u>第12条</u> 〔省略〕 (規程の改廃)

第12条 〔省略〕
(運営の細目)

第13条 〔省略〕

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第13条 〔省略〕
(運営の細目)

第14条 〔省略〕